



平成 28 年度

長岡市中小企業制度融資

中小企業者のための
金融のしおり

長岡市では、中小企業の皆様の多様な資金ニーズにお応えするため、各種の融資制度を御用意しておりますので、御活用ください。

御利用いただける方

長岡市の制度融資は下記のような中小企業者等を対象としています。各制度ごとに条件が異なりますので、各制度の対象者を御確認ください。

融資対象となる中小企業者とは

以下の条件を満たす会社または個人

(中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は同項第2号該当者)

業 種	従業員規模・資本金規模
ゴム製品製造業	900人以下又は3億円以下
上記以外の製造業等	300人以下又は3億円以下
卸 売 業	100人以下又は1億円以下
小 売 業	50人以下又は5千万円以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
旅 館 業	200人以下又は5千万円以下
上記以外のサービス業	100人以下又は5千万円以下

自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

融資対象となる小規模企業者とは

中小企業信用保険法第2条第3項の各号のいずれかに該当する者

中小企業信用保険法第2条第3項第1号又は同項第2号該当者

業 種 等	従 業 員
特定事業を行う会社及び個人(下記を除く)	20人以下
宿泊業・娯楽業を行う会社及び個人	20人以下
商業・サービス業を行う会社及び個人	5人以下

中小企業信用保険法第2条第3項第3号から第6号該当者

- ・特定事業を行う事業協同小組合又は組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業協同小組合
- ・事業に従事する組合員の数が20人以下の特定事業を行う企業組合
- ・常時使用する従業員の数が20人以下の特定事業を行う協業組合
- ・常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
特定事業...農業、林業(素材生産及び素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)以外の業種に属する事業

融資の対象とならない業種

農林漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、宗教法人、非営利団体など(このほかの業種であっても制度によっては、対象とならない場合があります。)

長岡市制度融資の特徴

- 1 利息は低利で、しかも固定金利です。
- 2 返済期間は長期となっています。
- 3 新潟県信用保証協会の信用保証を利用しやすくしている制度もあります。
- 4 事業展開や設備投資のための資金も用意しています。